

令和8年1月19日
熊本県福祉総合相談所
熊本市児童相談所

児童自立生活援助事業に係る運営費の過誤払いについて

熊本県（以下「県」という）及び熊本市（以下「市」という）が毎月支出している児童自立生活援助事業所（以下「事業所」という）の運営費について、複数年にわたり過誤払いが生じていることが判明しました。

県市で調査を進めて参りましたが、今般、調査が終了しましたので、本事案の経緯、過誤の内容及び原因、再発防止策等についてご説明します。

今後、このようなことが発生しないよう適切な事務処理に努めるとともに、再発防止に取り組んで参ります。

1 経緯

- 令和7年1月に実施した児童の入所状況調査の際に運営費算定に関する疑義が生じたことを発端に、過去（令和元年度～6年度）に遡って、当該期間に存在した全6法人14事業所を対象に、現存する全ての請求書類（約1,000件）を確認したところ、全事業所について過誤払いが発生していたことが確認された。
- これまでに対象法人への聞き取り調査等を実施し、過誤払いの額を算出し、対象法人に対して本事案についての説明を実施。

2 過誤払いの状況

- (1) 過誤払いが生じている期間 : 令和元年度から令和6年度
- (2) 過誤払いが生じている事業所数 : 6法人14事業所
- (3) 過誤払いの額 : 熊本県分 約107百万円
熊本市分 約123百万円

3 過誤等の内容

- ① 児童自立生活援助事業の運営費について、私的契約児が入所していた場合には、定員からその人数を控除して算定すべきところ、控除を行わないまま、事業所の請求に基づき支出していた。（過払い）
5事業所／約171百万円（71百万円（県）101百万円（市））
- ② 新規開設した事業所について、初めて児童を受託した日の属する月から運営費の支払い対象となるところ、児童が入所する前の期間についても、事業所の請求に基づき支出していた。（過払い）
6事業所／約56百万円（28百万円（県）28百万円（市））
- ③ その他（請求単価等の誤り（過払い）、請求漏れによる未払い等（未払い））
13事業所／約3百万円（8百万円（県）▲5百万円（市））

4 主な過誤の原因

以下の①、②のとおり、県、市及び各事業所のいずれもが、運営費算定のルールについて認識が不十分であったこと並びに県、市における請求内容及び請求額について確認不足があったことが原因であると考えている。

- ① 国の要綱に記載された私的契約児に係る記述を十分に確認できておらず、運営費算定ルールを単純な「定員払い」と誤認してしまったこと
- ② 新設により開所した事業所への運営費算定ルールを十分に確認できていなかったこと

5 今後の対応

対象事業所に対しては、過誤払額の返還を行っていただく必要があることについて説明を行っており、県及び市における会計処理の手続きが整い次第、返還を求める予定。

また、運営費の財源の半分は国費であることから、国に報告の上、国庫返納の手続きを行う予定。

6 再発防止策

事案の発覚後、以下のとおり、再発防止に向け、県・市及び事業所双方で運営費算定ルールの再確認を行い、チェック機能の向上を図っている。

- ▶ 県・市において運営費算定ルールの再確認を行うとともに、チェックシートを作成し、チェック体制を強化した。
- ▶ 全事業所に対し、運営費算定ルールの再確認を依頼するとともに、対象事業所に対しては、個別に当該ルールを説明した。
- ▶ 県・市双方が事業所における児童の入所状況が把握できるよう、名簿の記載方法等について見直しを行った。
- ▶ 予防的取組として、運営費請求の手引を作成・配布し、事業所や児童相談所の担当者を対象とした説明会を毎年開催する。

熊本県福祉総合相談所 所長 岩村聰子

次長 永田理子

電話 : 096-381-4411

熊本市児童相談所 所長 青山和人

副所長 坂口裕之

電話 : 096-366-8181

児童自立生活援助事業所に関する支払い等の流れ

【参考資料】

児童相談所

県・市

自立



児童養護施設等

■原則18歳まで（20歳まで延長可）

措置入所

措置解除

「自立支援不要」

①入所申込

②承諾

「自立支援必要」

③入所

④運営費請求（私的分控除）

⑤運営費支払い（毎月）

事業開始届・受理

単価設定

児童自立生活援助事業所

■20歳未満の者（義務教育終了後）
・児童養護施設等への入所措置解除者などで、自立援助等が必要な者

■20歳以上の者（年齢制限なし）
・児童養護施設等への入所措置解除後、入所していた施設から援助を受けている者で、やむを得ない事情*により自立援助等が必要な者

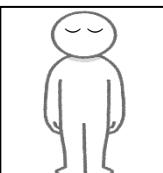
*大学等に在学中・入学予定、試用期間中など就労後間もないなど

自立支援
終了

私的契約入所

（入所費用支払い）

※定員に空きがあれば受け入れ可



【制度概要】

- 児童自立生活援助事業所とは、児童養護施設等を退所した児童等のうち、引き続き一定期間の自立支援が必要な児童について、入所により支援を行う事業所のこと。
- 児童自立生活援助事業を利用する場合は、原則として児童相談所の利用承諾を得ることが必要であるが、定員に余剰がある場合は、例外的に事業所と児童（保護者）の私的契約により入所することも可能とされている。

【運営費算定ルールの概要】

- 児童自立生活援助事業所の入件費や管理費等の運営費は、児童福祉法上、国と県（政令指定都市）が1／2ずつ負担することとされている。
- 運営費は、国の要綱に基づき県（政令指定都市）が定めた単価に定員を乗じて算定するが、私的契約児童がいる場合は、定員から私的契約児童数を控除することとされている。

(算式)

$$\text{支弁額} = \text{一般保護単価} \text{ (※1)} \times (\text{定員} - \text{私的契約入所児童の数} \text{ (※2)})$$

※1 国要綱に基づき、定員一人当たりの単価（月額）として県又は政令指定都市が設定

※2 支払額の算定に当たっては、私的契約入所児童数の数は控除

- 新規開設した事業所については、初めて児童（※3）を受託した日の属する月から運営費の支払い対象となる。※3 「児童」とは、児童相談所が本事業の利用を承諾した児童や児童相談所が一時保護を委託した児童をいう。したがって、私的契約入所児童は含まれない。

- 運営費は、毎月、事業所から県及び市（※4）に提出される請求書に基づき支払っている。

※4 本県においては、各施設の定員に対して、県と熊本市で利用割合（協定定員）を決めており、その割合に応じて支払う